

ヤマトプロテック『騙されないで!』キャンペーン

不正高額請求消火器点検業者への法的対応のご報告

ヤマトプロテック株式会社は、ここ数年全国で多発している、消火器の不適正な訪問点検商法の被害を受けないために、消費者保護を最も重要視し、一般需要者向けの予防対策を行う活動を昨年11月より実施しています。ヤマトプロテック株式会社に酷似した社名を名乗り、不適正な訪問点検を行う業者に対しては不正競争防止法2条1項1号による商号使用の差止請求を行い、その法的措置の判決が、10月7日に出了したので下記にご報告させていただきます。

引き続き、不適正業者には、法的措置を講じていく予定です。

記

- 1、事件の表示 平成16年(ワ)第4982号
- 2、期日 平成16年10月7日
- 3、裁判所 大阪地方裁判所第21民事部法廷にて公開
田中俊次 裁判長裁判官
中平 健 裁判官
大濱 寿美 裁判官
安藤 広作 裁判所書記官
- 4、原告 ヤマトプロテック株式会社 代表取締役社長 乾雅俊
- 5、被告 ヤマトビルテック
大阪市東淀川区下新庄5-7-19 105

6、判決(原文引用)

(1) 主文

被告は、消火器の外観点検、機能点検、薬剤充填整備及び販売について「ヤマトビルテック」という商号並びに標章目録記載の表示を使用してはならない。

被告は、標章目録記載の表示を付した契約書書式を廃棄せよ。

訴訟費用は被告の負担とする。

この判決は仮に執行することができる。

(2) 請求

請求の趣旨及び請求の原因記載のとおり

(3) 理由の要旨

被告は、公示送達による呼び出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

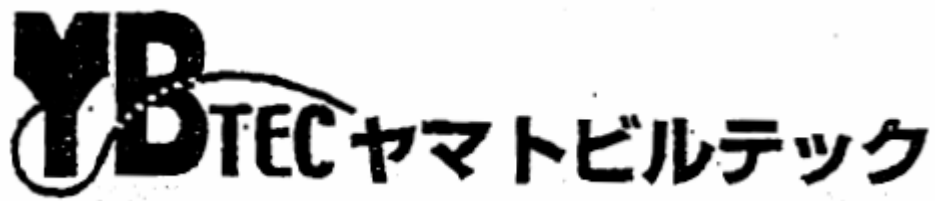
証拠によれば、請求原因事実は全て認められる。

(4) 弁論終結の日

平成16年10月1日 裁判所書記官 安藤広作

- 7、訴訟代理弁護士 間瀬法律事務所 弁護士 間瀬俊道 鈴木尉久 都竹順一 森竹和政

標 章 目 録

The logo for YBTEC, featuring the letters 'YB' in a large, bold, black font, with a stylized 'T' and 'E' in a smaller font, followed by the text 'TEC' and 'ヤマトビルテック' in black.



請求の趣旨及び原因記載（別添）

一般需要者向けの予防対策（参考資料 1 参照）

- 新聞広告等を展開し一般消費者が騙されないように啓蒙活動を実施
- 専門弁護士チームを作り、「クーリング・オフ」適用をサポート（参考資料 2 参照）
- 各地消防本部、警察署、消費者センターなどに情報提供
- 各マスコミ関係への情報提供
- 自社販売店に情報を提供、消費者保護を観点においた業務協力を推進
- あらゆる法的処置を駆使して“ヤマト消火器”ブランドを守っていく

悪質業者に対する法的措置（参考資料 2 参照）

- 不正競争防止法等に基づく法的措置

不正高額請求消火器点検とは

幼稚園、保育園、開業医、寺院、一般企業などの事業所を狙って、点検の際に預り伝票などに見せかけた契約書にサインをさせ、消火器の点検代として市場価格の 3～4 倍の高額料金を請求するものです。

不正高額消火器点検業者は、消火器を持ち去り、代金を支払わない限り消火器を返還しないと主張、もちろん「クーリング・オフ」にも応じません。その中には、あたかも当社販売店であるかのように「ヤマト〇〇社」と称し、消費者（事業主）を混同、誤認させる手口もあります。

この件に関するお問合せ先

ヤマトプロテック(株) ナビダイヤル 0570-080100



ヤマトプロテックは、創業85年の消火器・防災機器の総合メーカーです。旧社名である「ヤマト消火器」ブランドで長年にわたりご愛顧をいただいています。

消火器の点検は、消火器を良好な状態に保つのに大切なことです。適切な点検業務が、一部の業者のため損なわれることがないよう、正しい知識の啓蒙や情報の提供につとめています。

騙だまされないで！



全国各地で、「サインだまし取りによる消火器点検の高額請求」被害が多発しています。手口は、取引を装い電話でアポをとり、高額な金額を請求するというケースが多く、クレームを付けたら解約を申し出ると脅迫的な態度に変わるなど、きわめて反社会的な点検手法です。この種の業者による点検は法定点検の代用にもならず、さらに消火器設置を敬遠させる原因にもなりかねません。くれぐれもご注意ください。

ビル 防災 設備 プラント 防災 設備
避難・警報 設備 家庭用 防災 機器
各種 防災 機器 各種 消 火 器

ヤマトプロテック株式会社
 本 社 東京都港区白金台5-17-2

大阪・名古屋・札幌・仙台・さいたま・横浜・静岡・広島・岡山・福岡/大塚工場・中央研究所・東京物流センター・大阪物流センター・リサイクルセンター

ホームページをご覧ください。
<http://www.yamatoprotec.co.jp>

当社では、契約販売店による信頼できる点検業務を行っています。詳しくはこちらまでお問い合わせください。

▶ナビダイヤル
 **0570-080100**
*お客様相談窓口 受付時間：平日9:00～17:00

！被害を未然に防ぐために、ヤマトプロテックからのお願い。……………

その1
電話アポにすぐ承諾しない
「消火器のヤマトです」など、出入り業者を装った紛らわしい名前前で事前電話してきたり、直接訪問したりします。正確な社名を確認し、不審点があれば出入り業者や消火器メーカーに、すぐにお問い合わせください。

その2
作業前に金額を確認する
不審に思われる前に消火器を集め、別の場所で点検や薬剤の詰替えを行う場合があります。作業内容も確認できないまま高額な代金を請求されることがありますので、事前に金額をご確認ください。

その3
安易に署名・捺印しない
契約書と書かれた部分を隠して作業確認書と偽って、署名捺印を求めます。業者は支払いを言ってきますが、法的には支払いを拒絶できます。

！もしも、被害にあったりトラブルが発生したときは ……………
 各都道府県弁護士会、警察署、消費者センターなどにご相談ください。

参考資料 2

この資料は、2003 年 11 月 10 日、兵庫県弁護士会に加盟する間瀬法律事務所により作成された不正高額請求消火器点検に関する報告書を元に作成しています。

- 被害回復措置

実際に被害にあってしまった一般需要者については、法的救済を考える必要があります。

判例（大阪高裁平成 15 年 7 月 30 日判決）によれば、被害を受けた事務所が幼稚園などの非営利法人であった場合はもちろん、株式会社・有限会社などの営利企業であったとしても、消火器を営業対象としていない場合には、特定商取引法によるクーリング・オフが可能であるとされています。また、上記判例は、この種の悪質商法が詐欺であることをはっきりと認定しており、詐欺取り消しの意思表示があれば、契約は遡及的に無効となります。

したがって、一般需要者が、詐欺取引あるいはクーリング・オフを主張すれば、契約は無効となり、悪質消火器業者からの代金請求は一切認められず、逆に搬出した消火器の返還を求めうることとなります。

しかし、實際上、悪質業者から執拗に代金の支払いを請求される場合も多いと思われるので、被害にあった一般需要者にたいしては、要求されている金銭は支払わない 弁護士を依頼するなどして、詐欺取り消しおよびクーリング・オフの通知を内容証明で送付する、などの措置をとることができる旨の教示が必要であると考えます。

- 周知表示混同行為（不正競争防止法 2 条 1 項 1 号）

周知である他人の商品等表示と同一もしくは類似の商品等表示を使用することによって、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為は差し止めの対象となります。

商品等表示は、商号、商標を含む広い概念です。周知性というのは需要者に広く認知されていることを意味し、販売状況（額、数量）、営業規模、新聞・テレビでの広告などで立証することになります。類似性については、取引の実情のもとにおいて、両表示の概観、称呼又は觀念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類比のものと受け取るおそれがあるか否かを基準に判断されます。混同には、当該他人と組織上・経済上何らかの関連があると誤解させる場合も含まれるとされています。

なお、周知であるにとどまらず、著名であるとまでいえる場合には、上記の「混同」の要件なくして、差し止めができます。（不正競争防止法 2 条 1 項 2 号）

参考資料 4

<ヤマトプロテックからの被害防止・不正業者撲滅への呼びかけ>

【被害を未然に防ぐためのヤマトプロテックからのお願い】

その1 電話アポにすぐに承諾しない

「消火器のヤマトです」など、出入り業者を装って紛らわしい名前で事前に電話をしてきたり、直接訪問したりします。正確な社名を確認し、不審な点があれば出入り業者や消火器メーカーに、すぐに問い合わせてください。

その2 作業前に金額を確認する

不正業者は、不審に思われる前に消火器を集め、別の場所で点検、薬剤詰替えを行う場合があります。作業内容も確認できないまま高額な代金を請求されることがありますので、事前に金額をご確認ください。

その3 安易に署名・捺印をしない

契約書と書かれた部分を隠して作業確認書、納品伝票を偽って、署名・捺印を求めてきます。業者は支払いを言ってきますが、法的には支払いを拒否できます。

【もしも、被害やトラブルが発生したとき】

各都道府県弁護士会、警察署、消費者センターにご相談ください。